

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第2回合併協議会

会議資料

日時 平成16年5月13日（木）午後2時～

場所 双海町町民会館 2階 大ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 2 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年5月13日(木) 14:00~

場 所 : 双海町町民会館 2階 大ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

協議会委員の変更について

4 議 題

(1) 協 議

協議第 7 号 新市の名称について

協議第 8 号 議員定数及び任期の取扱いについて

協議第 9 号 組織及び機構の取扱いについて

協議第 10号 新市の事務所の位置(主たる事務所の位置)について

協議第 11号 慣行の取扱いについて

協議第 12号 各種事務事業(情報公開関係)の取扱いについて

(2) その他

第3回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

5 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員の異動について

双海町から委員の異動について届出があったので、次のとおり報告する。

区 分	異 動 前	異 動 後	異動理由
規約第7条第1項 第2号委員(議長)	わか まつ たか ゆき 若 松 孝 行	おお いし かず とし 大 石 寿 淑	H16.4.30 双海町議会議長 交代のため
規約第7条第1項 第3号委員(議員)	おお いし かず とし 大 石 寿 淑	おか だ ひろ すけ 岡 田 博 助	H16.4.30 双海町議会議長 交代のため

協議第7号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり確認を求める。

平成16年5月13日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

新市の名称について
新市の名称は、 市とする。

平成 年 月 日確認

新市の名称の検討について

伊予市・中山町・双海町では、新設合併とすることが確認されているため、合併市町村（新市）の名称を決める必要がある。

1 検討の背景・条件等

(1) 先進地事例

協議会名	協議の前提(候補選定等)	協議会での決定方法	決定名称
宇摩合併協議会	全国公募 小委員会で候補選定 5 点	委員投票により過半数決定 無記名・1 人 1 作品	四国中央市
南宇和合併協議会	全国公募 小委員会で候補選定 4 点	委員投票により過半数決定 無記名・1 人 1 作品	愛南町
宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	関係市町内公募 小委員会で候補選定 3 点	委員投票により過半数決定 無記名・1 人 1 作品	宇和島市
大洲喜多合併協議会	関係市町村内公募 小委員会で候補選定 1 点	候補名称について協議	大洲市
今治市及び越智郡 11 か町村合併推進協議会（任意）	「合併の方式」と併せて協議（編入合併の場合は名称の協議が不要）	「今治市」とすることについて協議	今治市
内子町・五十崎町合併協議会	「事務所の位置」と併せて協議（事前協議済）	事前協議での調整案(内子町)について確認	内子町

協議会名は、名称決定時のもの。

(2) 伊予市・中山町・双海町の検討背景

伊予地区(伊予市・松前町・双海町・中山町)合併協議会の実績

ア 地名についての講演会開催

平成 15 年 8 月 14 日に、各市町の名称の由来（各市町推薦講師）及び地名（森正史先生）についての講演会を開催した。

参照：参考 1 「地名について（講師：森正史先生）」(P. 7)

イ 新市名称の公募実施

伊予地区 1 市 3 町の新市名称の候補選定の参考として、住民意向を把

握するため、関係市町内でアンケートを実施したが、伊予市が協議離脱したため、中断した。

その時点で、既に 2,900 件近くの応募があり、このうち伊予市・中山町・双海町からの有効応募作品 2,269 件を集計したものが、「新市の名称募集」集計結果である。

参照：参考 2「新市の名称募集」集計結果（P. 11）

(3) 名称についての規定・留意事項

ア 地方自治法の規定

第 3 条 地方公共団体の名称は、従来 of 名称による。

(ア) 地方公共団体は、それぞれ古い起源を有し、固有の名称をもって存続してきた団体であるため「従来 of 名称による」と規定されている。

(イ) 地方公共団体の名称とは、地方公共団体の同一性を認識するための言葉である。すなわち、地域を特定し、区域を包括するものである。

イ 行政実例等による名称についての留意事項

地名の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体を用いる。当用漢字表記以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。（昭和 33 年 4 月 21 日 通知）

知事は、市町村の名称の変更許可申請があった場合に、その名称が類似名称もしくは極めて不穏当な名称であるとき又は当該条例の議決が違法もしくは無効と認めるときは、不許可となしうる。

（昭和 33 年 5 月 7 日 行政実例）

市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること。

（昭和 45 年 3 月 12 日 通知）

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれがあるもの等は、不適當と思われる。

市町村の名称として、大多数は、漢字を使用しています。ひらがな、カタカナの市町村もありますが、記号やローマ字を使用している市町村はありません。

「 」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できませんので、不適當と思われる。ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違い、日本の文字ではないということに注意する必要があります。

新市名の取扱いに関する自治省照会事項（西東京市）

質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）
静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）

回答 x……表記が同じ場合は不可。

異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし） せんだい市
埼玉県日高市（ひだかし） ひだか市

回答

同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 瑞穂市（みずほし）
奈良県明日香村（あすかむら） 明日香市（あすかし）

回答 ……全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】LOVE ラブ
AND アンド

回答 ……理由が明確であればよい。

質問3 略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用

回答 ……例：青ヶ島村など

「0123456789（数字）」の使用

回答 x……日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

「々」の使用

回答 ……例：小佐々町など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市（えいえんし） （とわし）
宇宙市（うちゅうし） （そらし）

回答 ……新市名を告示する場合、読みがなを振ればよい。

質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前

長すぎる名前

現在使用していない漢字を使用した名前

2 決定の方法・手順

(1) 協議対象（新市名称候補）について

決定協議の前提として、協議対象（新市名称候補）を抽出する。

ア 参考となる事項

考え方として地名についての講演（P. 7）

住民意向として「新市の名称募集」集計結果（P. 11）

留意事項として行政実例等（P. 4）

イ 資料の収集

新たに公募をする場合は、公募条件の調整。

(2) 新市名称の決定について

次のいずれかの方法により決定する。

ア 委員の投票による

イ 協議・表決による

ウ 公募条件を調整し、公募結果による

地名について

愛媛民俗学会顧問 森 正史 先生

ご紹介にあずかりました森でございます。

もう今までの先生方のご発表で、私何も言うことがないので、今戸惑うておるところで、どういのお話をしたら、これいいんだろうかと迷うておる次第でございます。

しかし、お手元に「地名について」というようなことで、このレジュメにもつくっております。これに沿って、地名というものの見方、考え方、そういう点を少しお話しさせていただきたいと思います。そしてなお、少しまとめをしてみたいと思っております。

地名というのは、これは人が地区におれば人の名前が付き、物があれば物の名前が付くというふうに、他と区別をするため、識別をするために名前というのはつけられるわけでありませう。そういう意味で、地名とは土地の呼称、生活空間の一部を他と区別するために必要性から付けたものだと、こういうことでございませう。

そういう地名は、自然地名、いわゆる地形の状態とか地層、こういったような点から付けられた地名もありますし、それからこの場所を使用していく場合に、占有者の名前を付けて呼ぶような、そういう利用上必要性から付けた地名があります。

それから、なお進んで、個人なり団体なりがここを所有権を持った場合、それに対して地名を付けませう。この場合の地名にも経済上からの地名もあります。新田しんでんとか興野おきのとか新開しんかいとか別府べふとか、名みょうという名前、昔の莊園時代の地名、こういうものもあつたり、開発をした場合に開発者の地名をそこに、例えば何々新田とかという、こういう新田開発に功績のあつた人の名前を付けて呼んだりする事例がたふございませう。

それから、信仰上からの地名でありますげ、油免ゆめんですな。次が仏餉田ぶつげでん、それから荒神山こうじんやま、狐塚きつねづか、こうしたような信仰上からつけられた地名があります。

先ほど佐礼谷の地名の場合に、そこを通り過ぎる場合に通るといふお寺さんがあつて、それに寄つてここで一礼をして通るから、そういう地名が付いたのだといふふうなお話でございませうが、これは文字にとらわれた解釈であらうといふふうには思ひませう。むしろ、これは自然地名であつて、だらだらと崩壊地であらうと思ひませう。そういう山の傾斜が急で、そして崩落しやすい、そういう地形上から生まれた地名ではないかと、こんなふうになつち思ひませう。

それから、制度・法制上から、一番割いちばんわりとか、あるいは五反田ごたんだ、定納じょうのうとか、いろいろ、例えば七反地しちたんちと言つたり、五反地ごたんちといふたり、三反地さんたんちといふ地名もあつたりませう。そういう制度的、法制的な面から名前が付けられませう。

さらにその地域が大きくなってまいりますと、やはり自治会といえますか、村を上下に分割したり、東西南北の方角で分割をしたり、あるいは人名を付けて分割をすとか、いろいろ方法があるわけでありましたが、そういうふうな記名をつけて占有を強調する、地域の細分化をしていく必要から生まれてくる地名があります。また、こういう地名は名字とも非常に深い関係を持っておりまして、地名から家の名字が始まった事例も多いわけでありまして。

地名の変遷でありますけれども、これは古代の場合、日本に漢字が入ってまいりまして、それで漢字で地名を使い出します。それより以前は、この漢字の音や訓をうまく利用しまして、いろいろな呼称があったわけでありまして、古代の場合こういう大陸文化の影響を受けまして、いろいろと難しい名前のできたり、また音訓を適当に当てたりした地名が出てまいります。それを大宝律令といえますか、制定されてそれから後であります、続日本紀の713年ですね、和銅6年5月の甲子の条に、郡郷名にこうしのじょう 好字を付けよと、こういうふうなおふれが出ております。それで、できるだけ漢字のいいのを使って付けるようにというおふれが生まれて、それに沿って地名が付けられるようになりました。

また、延喜式の民部省のじょう 上にも郡郷名について、「およそ諸国国内、ぐんり 郡里等の名すべて二字を用い必ず嘉名を取れ」、いい文字を使って地名を付けるようにというふうなおふれが出ます。それが一つの伝統化しまして、日本の地名というのは2字地名が多いのであります。

それから、「近代」の地名です。近代になりまして、いわゆる町村制によりまして新しいいろいろな郡や村名ができますが、昭和になりまして1962年、昭和37年に住居表示に関する法律が出ました。それによって現在のいわゆる市町村名が生まれたわけでありまして、これが甚だ歴史と食い違ってくるわけですね。そういう意味で、古い地名がすごく消えていったわけでありまして。そういった地名の中には大字、小字がありまして、それからかなり「ほのぎ」というふうな小字をほのぎともいうわけですが、それ以外に細分化して、いろいろな地名が残っております。そういったようなものが全部地籍図の上からも消えていってしまうようなことになりまして、これは結局歴史がわからなくなってしまう原因をつくることだというようなことで反対運動があったりしまして、この法律の改正が行われました。

1985年、昭和60年に、旧町名の継承など抜本的な改正がありましたし、そういう意味の、地名についてのいろいろ歴史が隠されています。そういう何でもない地名は伏せてないわけなんで、でたらめなこしらえを地名はやってはいないわけなんです。そういう意味で、地名というものは大変歴史を考える上に、それから地域の風土やこの地

理、こういったようなものを考える上からも、是非できるだけ残していくように努めたいと、我々は思っているわけでございます。

それから、地名の文字なんですけれども、漢字だけじゃなくって、日本でつくられた漢字があります。峠、畑、畠、それから俣という字ですとか、辻とか、栃ですね、そういうような漢字があります。こういう日本でつくられた文字があります。

それから、地方、地方によって、一つの読みくせと申しますか、慣習があります。関東方面へ行きますと、渋谷、四谷とかというふうな、そういう谷という字を書いた文字が、町村名と申しますか、そういう自治体名が目立ちます。九州へ行きますと、^{はる}原という、原っぱを「はる」というふうな、^{たばるざか}こういうふうな田原坂というふうな地名があります。松山地方では、何々の岡という場合、「星の岡」というふうな普通は、昔から言って知っておるんですけど、最近いつの間にやら「^{ほしがおか}星ヶ岡」に変わってしまっているのですが、結局その地域の慣習を度外視して、だれが何で「^{ほしがおか}星ヶ岡」というふうな地名を主張したのか知りませんが、そんなふうな異変が起こっておるわけでありませぬ。

いろいろそういう理由があって地名というものは付けられておりますので、その理由を十分深く考えて、そして付けていくことが大事であろうということは言えると思うんです。

しかし、今皆さん方が問題にされております自治体名になりますという、そういう地名にこだわったら付けられない場合も起こってまいりましょうし、そこら辺がきょうの会合を持った理由であろうと思うのでありますが、その場合に、できるだけ今日の先生方のお話の中にもありましたように、一つのよりどころがありますね。そして、その中でこの地域全体を包括するような、そういう地名としての中からどれがいいか、そういうことで選んでいくのが一番いいんじゃないかと、そんなふうな私も考えておりますが、そういう意味で、余り細かいことにこだわり過ぎると、なかなか付きませぬ。「わしとこの名前が消えとるが」などと言っていたら、これは付きませぬから、やはり大きな目で見ると、恥ずかしくない、そういう地名を市町村名を選ぶべく努力をしてほしいと、こういうように思います。

初めに坪内先生がお話しになった話に似通ってくるんでありますが、古事記に「伊予の国は^{えひめ}愛比売」という、こういう伊予の国には古代において、^{うま}宇摩、それから^{にい}新居、それから^{くわむら}桑村、^{おち}越智、^{のま}野間、^{かざはや}風早、それから^{わけ}和気、温泉で「ユ」というんですが温泉、それから^{くめ}久米、それから^{いよ}伊予、^{うわ}宇和、こういうのが、あります。その^{うわ}宇和からこの^{じょうかん}貞観8年、866年に喜多郡が派生してきます。そういう13郡から14郡に後に、喜多郡ができてふえるわけでありませぬ、これが古くからの愛媛における大きなこういう地域

性を持った地名であります。

その伊予郡ですね、伊予の郷には神崎郷、吾川郷、それから石田郷、それから岡田郷、
かんべごう あまるべごう かんべごう あまるべごう
神戸郷、余部郷、というふうな郷からなっておりました。神戸郷、余部郷なんかは
まだはっきりとした場所がわかりませんが、神崎郷は現在松前町の神崎と、それからさ
らにその直線上に山の方へ向かって上野の方面ですね、これが南神崎郷、郷が大きくな
って南神崎と北神崎に分割したんだと思いますが、南神崎の方にも、どちらにも伊予神
社があります。どちらが正しい伊予神社であるか、そこが問題になるわけなのですが、
私はいろいろ考古学的な面からも考えて、南神崎、つまり上野の伊予神社の方がこの延
喜式内社ではなかったらどうかと、こんなふうを考えておりますが、延喜式内社の調査
報告書にもそのようなふうにしたのですけれども。

それから、吾川郷はこれは郡中の下吾川、上吾川あたり一帯を指しましょうし、それ
から石田郷、これも石田がどのあたりを指すか、よくわかりません。それから、岡田郷
は松前町の岡田地域、あの周辺一帯を指すものと思います。かんべごう
神戸郷も、これも和名抄
にも出てくるんですが、日本地理資料という本があります。それに「天平神護2年を機
に、伊予付近、伊予の^{かんべ}神戸を合わす」というふうな記載があったりしますので、^{かんべ}神戸と
いうのは伊予地区にあっただろうということは考えられますが、南山崎あたりの鵜崎、
上唐川、下唐川大平、これではないかというふうな説があります。

それから、それに関連した^{あまるべごう}余部郷ですね。余戸郷であります、この余戸郷は、伊
予郡の中になければならないのですけれども、これもどこら辺が当たるか。この旧藩時
代には椿さんがこの^{いよごおり}伊予郡でありましたが、これに関連しまして、余戸村ですね、あ
のあたりも^{いよごおり}伊予郡でありました。明治維新でこれは温泉郡に入っていきますけれども。
そういったようなことがあります。

大変ざっとしたお話で申しわけないんですけれども、いろいろ私たちはそういう地名
を残していく方向で実際の名前なんかも考えてほしいなど、こんな思いを持っておる次
第でございます。

以上でございます。

「新市の名称募集」集計結果

住所別応募件数

住所別	件数	比率%
伊予市	1,968	86.7%
中山町	157	6.9%
双海町	140	6.2%
住所不明	4	0.2%
合計	2,269	100.0%

性別応募件数

性別	件数	比率%
男	1,052	46.4%
女	1,216	53.6%
不明	1	0.0%
合計	2,269	100.0%

年齢別応募件数

年齢別	件数	比率%
10歳未満	71	3.1%
20歳未満	142	6.3%
40歳未満	372	16.4%
60歳未満	608	26.8%
80歳未満	865	38.1%
80歳以上	168	7.4%
不明	43	1.9%
合計	2,269	100.0%

応募総数	2,269 件
作品数	131 種類

市町別応募率

市町名	H12人口	応募数	率	ウエイト値	補正件数
伊予市	30,547	1,968	6%	0.868	1,708
中山町	4,541	157	3%	1.618	254
双海町	5,417	140	3%	2.164	303
不明		4			
全体	40,505	2,269	6%		2,265

補正件数：実数件数のみで3市町の集計を行うと、人口規模の大きい市の意向が全体の中で優位に作用するため、3市町の実件数に、それぞれ人口規模に即したウエイト値を掛けて補正した件数。

作品別(全体)

名称	実件数	比率%	補正件数	比率%
伊予	1,876	82.7%	1,792	79.1%
いよ	75	3.3%	74	3.3%
伊予灘	49	2.2%	77	3.4%
中予	46	2.0%	56	2.5%
新伊予	26	1.1%	31	1.4%
伊予松前	15	0.7%	15	0.7%
伊予中央	7	0.3%	7	0.3%
伊予なだ	6	0.3%	9	0.4%
南松山	6	0.3%	5	0.2%
新しいよ	5	0.2%	5	0.2%
その他	158	7.0%	194	8.6%
合計	2,269	100.0%	2,265	100.0%

作品別(伊予市)

名称	実件数	比率%
伊予	1,700	86.4%
いよ	68	3.5%
中予	27	1.4%
伊予灘	20	1.0%
新伊予	19	1.0%
伊予松前	10	0.5%
伊予中央	6	0.3%
南松山	6	0.3%
伊四	5	0.3%
新しいよ	4	0.2%
その他	103	5.2%
合計	1,968	100.0%

作品別(中山町)

名称	実件数	比率%
伊予	113	72.0%
中予	11	7.0%
伊予灘	5	3.2%
えひめ	2	1.3%
伊予中	2	1.3%
いよ	1	0.6%
いよ中通り	1	0.6%
ニュー伊予	1	0.6%
愛媛	1	0.6%
伊よ	1	0.6%
その他	19	12.1%
合計	157	100.0%

作品別(双海町)

名称	実件数	比率%
伊予	62	44.3%
伊予灘	24	17.1%
中予	7	5.0%
いよ	6	4.3%
新伊予	8	5.7%
伊予湊	4	2.9%
伊予なだ	2	1.4%
伊予松前	2	1.4%
夕日が丘	2	1.4%
いよなだ	1	0.7%
その他	22	15.7%
合計	140	100.0%

協議第 8 号

議員定数及び任期の取扱いについて

議員定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

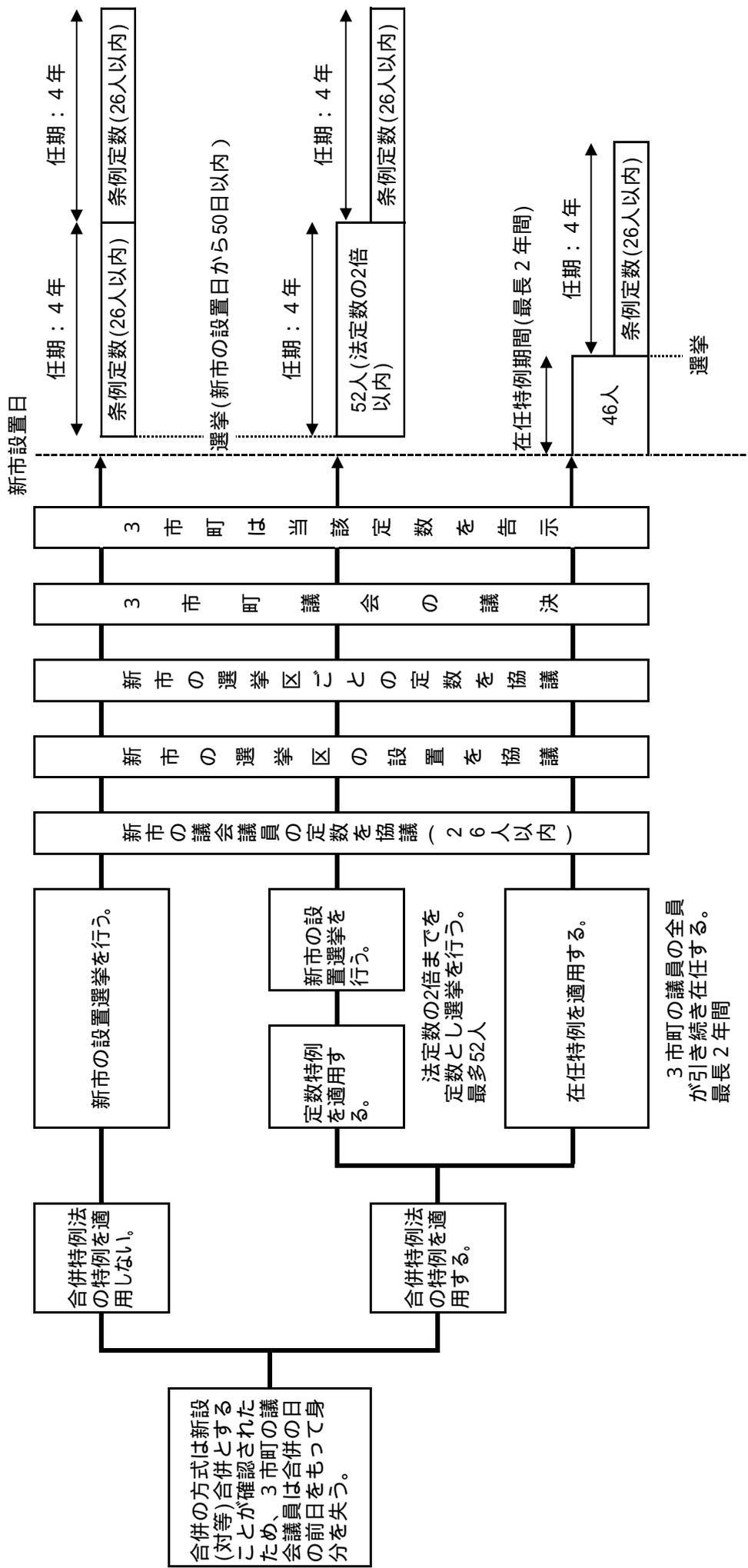
議員定数及び任期の取扱いについて

平成 年 月 日確認

3 市町の議会の状況

調査項目	伊予市	中山町	双海町
1 議員定数			
法定数	26	14	18
条例定数	18	14	14
現員数	17	14	14
2 定例会 (回数、招集月)	年 4 回 (3 月、6 月、9 月、12 月)	年 4 回 (3 月、6 月、9 月、12 月)	年 4 回 (3 月、6 月、9 月、12 月)
3 常任委員会 (委員会名・人数)	総務委員会 6 人 文教厚生委員会 6 人 産業建設委員会 6 人	総務常任委員会 4 人 文教福祉常任委員会 5 人 産業建設常任委員会 5 人	総務厚生委員会 5 人 文教委員会 4 人 産業建設委員会 5 人
4 議員任期	平成 1 5 年 2 月 6 日 ～ 平成 1 9 年 2 月 5 日	平成 1 5 年 2 月 2 5 日 ～ 平成 1 9 年 2 月 2 4 日	平成 1 5 年 4 月 3 0 日 ～ 平成 1 9 年 4 月 2 9 日
5 議会事務局 (専任・兼務、臨時別)	専任 4 人	専任 1 人 臨時 1 人	専任 1 人 臨時 1 人
6 特別委員会 (委員会名、人数)	市町村合併対策 特別委員会 17 人	合併対策特別委員会 14 人	合併対策特別委員会 14 人 双海町議会広報委員会 5 人
7 議会だより等 の発行状況 (回数、部数)	年 4 回 10,200 部 (原則定例会の翌々月)	発行していない。 (町広報に随時掲載)	年 5 回 2,500 部 (原則定例会の翌々月 及び 6 月)

議員定数等の検討手順



3市町の議員の全員が引き続き在任する。最長2年間

46人は、各市町の条例定数の合計

選挙区ごとの定数について

各選挙区における議員の定数は、原則として人口に比例して条例で定めることになっているが、市町村合併等の場合においては、人口に比例しないで定めることができる。

そこで議員の定数を選挙区ごとに配分する場合には、次のような定数配分が考えられる。

(1) 人口比例配分

公職選挙法の原則のとおり人口に比例して議員定数を配分した場合の各選挙区の定数は、次のようになる。

(単位：人)

議員 定数	選 挙 区	伊予市	中山町	双海町	計
		H12年国勢調査人口	30,547	4,541	5,417
26	議 員 定 数 (配 当 基 数) / A	20 (19.61)	3 (2.91)	3 (3.48)	26 (26.00)
	議員1人当たり人口 /	1,527	1,514	1,806	A 1,558
25	議 員 定 数 (配 当 基 数) / B	19 (18.86)	3 (2.80)	3 (3.34)	25 (25.00)
	議員1人当たり人口 /	1,608	1,514	1,806	B 1,620
24	議 員 定 数 (配 当 基 数) / C	18 (18.10)	3 (2.69)	3 (3.21)	24 (24.00)
	議員1人当たり人口 /	1,697	1,514	1,806	C 1,688
23	議 員 定 数 (配 当 基 数) / D	17 (17.35)	3 (2.58)	3 (3.08)	23 (23.01)
	議員1人当たり人口 /	1,797	1,514	1,806	D 1,761
22	議 員 定 数 (配 当 基 数) / E	17 (16.59)	2 (2.47)	3 (2.94)	22 (22.00)
	議員1人当たり人口 /	1,797	2,271	1,806	E 1,841
21	議 員 定 数 (配 当 基 数) / F	16 (15.84)	2 (2.35)	3 (2.81)	21 (21.00)
	議員1人当たり人口 /	1,909	2,271	1,806	F 1,929
20	議 員 定 数 (配 当 基 数) / G	15 (15.08)	2 (2.24)	3 (2.68)	20 (20.00)
	議員1人当たり人口 /	2,036	2,271	1,806	G 2,025
19	議 員 定 数 (配 当 基 数) / H	14 (14.33)	2 (2.13)	3 (2.54)	19 (19.00)
	議員1人当たり人口 /	2,182	2,271	1,806	H 2,132
18	議 員 定 数 (配 当 基 数) / I	14 (13.58)	2 (2.02)	2 (2.41)	18 (18.01)
	議員1人当たり人口 /	2,182	2,271	2,709	I 2,250
17	議 員 定 数 (配 当 基 数) / J	13 (12.82)	2 (1.91)	2 (2.27)	17 (17.00)
	議員1人当たり人口 /	2,350	2,271	2,709	J 2,383
16	議 員 定 数 (配 当 基 数) / K	12 (12.06)	2 (1.79)	2 (2.14)	16 (15.99)
	議員1人当たり人口 /	2,546	2,271	2,709	K 2,532
15	議 員 定 数 (配 当 基 数) / L	11 (11.31)	2 (1.68)	2 (2.01)	15 (15.00)
	議員1人当たり人口 /	2,777	2,271	2,709	L 2,700

(2) 均等配分と人口比例配分

公職選挙法の例外を適用して選挙区ごとに議員定数を均等配分し、残る議員定数を人口に比例して配分した場合の選挙区ごとの定数は、次のとおりである。

ただし、人口に比例しないで議員定数を定めることができるのは、合併に伴う設置選挙に限って適用することができる制度であり、第2回以降の一般選挙は人口に比例した定数となる。

(単位：人、倍)

議員定数	均等配分	選挙区	伊予市	中山町	双海町	人口の較差
		H12年国勢調査人口	30,547	4,541	5,417	
26	1	議員定数	18	4	4	1.50
		議員1人当たり人口	1,697	1,135	1,354	
	2	議員定数	17	4	5	1.66
		議員1人当たり人口	1,797	1,135	1,083	
	3	議員定数	16	5	5	2.10
		議員1人当たり人口	1,909	908	1,083	
	4	議員定数	14	6	6	2.88
		議員1人当たり人口	2,182	757	903	
25	1	議員定数	18	3	4	1.25
		議員1人当たり人口	1,697	1,514	1,354	
	2	議員定数	16	4	5	1.76
		議員1人当たり人口	1,909	1,135	1,083	
	3	議員定数	15	5	5	2.24
		議員1人当たり人口	2,036	908	1,083	
	4	議員定数	14	5	6	2.42
		議員1人当たり人口	2,182	908	903	
24	1	議員定数	17	3	4	1.33
		議員1人当たり人口	1,797	1,514	1,354	
	2	議員定数	16	4	4	1.68
		議員1人当たり人口	1,909	1,135	1,354	
	3	議員定数	14	5	5	2.40
		議員1人当たり人口	2,182	908	1,083	
	4	議員定数	13	5	6	2.60
		議員1人当たり人口	2,350	908	903	
23	1	議員定数	16	3	4	1.41
		議員1人当たり人口	1,909	1,514	1,354	
	2	議員定数	15	4	4	1.79
		議員1人当たり人口	2,036	1,135	1,354	
	3	議員定数	13	5	5	2.59
		議員1人当たり人口	2,350	908	1,083	
	4	議員定数	12	5	6	2.82
		議員1人当たり人口	2,546	908	903	

(単位：人、倍)

議員定数	均等配分	選挙区	伊予市	中山町	双海町	人口の較差
		H12年国勢調査人口	30,547	4,541	5,417	
22	1	議員定数	15	3	4	1.50
		議員1人当たり人口	2,036	1,514	1,354	
	2	議員定数	14	4	4	1.92
		議員1人当たり人口	2,182	1,135	1,354	
	3	議員定数	13	4	5	2.17
		議員1人当たり人口	2,350	1,135	1,083	
4	議員定数	12	5	5	2.80	
	議員1人当たり人口	2,546	908	1,083		
21	1	議員定数	15	3	3	1.34
		議員1人当たり人口	2,036	1,514	1,806	
	2	議員定数	13	4	4	2.07
		議員1人当たり人口	2,350	1,135	1,354	
	3	議員定数	12	4	5	2.35
		議員1人当たり人口	2,546	1,135	1,083	
4	議員定数	11	5	5	3.06	
	議員1人当たり人口	2,777	908	1,083		
20	1	議員定数	14	3	3	1.44
		議員1人当たり人口	2,182	1,514	1,806	
	2	議員定数	12	4	4	2.24
		議員1人当たり人口	2,546	1,135	1,354	
	3	議員定数	11	4	5	2.56
		議員1人当たり人口	2,777	1,135	1,083	
4	議員定数	10	5	5	3.36	
	議員1人当たり人口	3,055	908	1,083		
19	1	議員定数	13	3	3	1.55
		議員1人当たり人口	2,350	1,514	1,806	
	2	議員定数	12	3	4	1.88
		議員1人当たり人口	2,546	1,514	1,354	
	3	議員定数	11	4	4	2.45
		議員1人当たり人口	2,777	1,135	1,354	
4	議員定数	9	5	5	3.74	
	議員1人当たり人口	3,394	908	1,083		
18	1	議員定数	12	3	3	1.68
		議員1人当たり人口	2,546	1,514	1,806	
	2	議員定数	11	3	4	2.05
		議員1人当たり人口	2,777	1,514	1,354	
	3	議員定数	10	4	4	2.69
		議員1人当たり人口	3,055	1,135	1,354	
4	議員定数	8	5	5	4.20	
	議員1人当たり人口	3,818	908	1,083		

(単位：人、倍)

議員 定数	均等 配分	選 挙 区	伊予市	中山町	双海町	人口の 較 差
		H12年国勢調査人口	30,547	4,541	5,417	
17	1	議 員 定 数	11	3	3	1.83
		議員1人当たり人口	2,777	1,514	1,806	
	2	議 員 定 数	10	3	4	2.26
		議員1人当たり人口	3,055	1,514	1,354	
	3	議 員 定 数	9	4	4	2.99
		議員1人当たり人口	3,394	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	8	4	5	3.53
		議員1人当たり人口	3,818	1,135	1,083	
16	1	議 員 定 数	11	2	3	1.54
		議員1人当たり人口	2,777	2,271	1,806	
	2	議 員 定 数	10	3	3	2.02
		議員1人当たり人口	3,055	1,514	1,806	
	3	議 員 定 数	8	4	4	3.36
		議員1人当たり人口	3,818	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	7	4	5	4.03
		議員1人当たり人口	4,364	1,135	1,083	
15	1	議 員 定 数	10	2	3	1.69
		議員1人当たり人口	3,055	2,271	1,806	
	2	議 員 定 数	9	3	3	2.24
		議員1人当たり人口	3,394	1,514	1,806	
	3	議 員 定 数	7	4	4	3.84
		議員1人当たり人口	4,364	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	6	4	5	4.70
		議員1人当たり人口	5,091	1,135	1,083	

協議第 9 号

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 5 月 13 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

組織及び機構の取扱いについて

新市の組織機構については、3市町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努めるものとする。

「新市における組織機構の整備方針」

【基本方針】

次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

- (1) 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができ、住民が利用しやすい組織機構
- (3) 簡素で効率的な組織機構
- (4) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (5) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構
- (6) 新市建設計画を民主的かつ能率的に遂行できる組織機構

【個別整備方針】

合併による激変を緩和しスムーズな新市への移行を図るとともに、一体性の確保と住民自治を推進するため、次の方針により組織機構の段階的整備を図る。

- (1) 新市の事務の方式は、伊予方式とし、主たる事務所と地域事務所を置く。
- (2) 地域内分権と行政組織内分権を基本とした組織機構とする。
- (3) 事務の分配については、できる限り簡素化・統合化を行い、機能本位の弾力的な組織化を行う。
- (4) 権限の割当てについては、権限と責任を一致（均衡）させることを基本とし、職務執行の権限と責任は、できる限り当該職務を担当する部門に委譲する。
- (5) 現有序舎を有効かつ合理的に活用するため、主たる事務所はいずれかの地域事務所に置く。

平成 年 月 日確認

新市の組織機構（伊予方式）

1 概要(仕組み)

郷^{くに}づくりの基本理念「自立・共生・協働・交流」の実現を図るため、各市町の現庁舎を地域事務所とし、住民に直結したサービスを提供するとともに、住民との協働のまちづくりを推進する拠点と位置付ける。

また、各地域単位で住民自治の確立と地域自治組織による地域づくりを目指し、行政はその支援体制を整備する。

なお、行財政の効率化、適正な職員配置(定員の適正化)、住民協働参画等の改革に取り組む。

2 行政組織

ア 主たる事務所（本庁）

【位置】 ○○○とする。

【機能】

- ① 企画、総務、税務等管理部門、各部統括部門、広報広聴、産業振興、都市計画、議会、その他新市全域に係る統一的業務及び対外的業務を行う。
- ② 市の施策、立案・実行・検証体制、組織管理、法制、職員研修など中核部門を一元的に統括する機能を設置。
- ③ 地域事務所間の相互調整機能を有する。

【本庁の主な役割】

- ① 市全体に係る政策の企画立案、例規の整備、予算編成、組織・人事管理等
- ② 地域事務所との総合調整及び新市としての一体的な推進に向けた対応
- ③ 旧○○○地域における地域事務所機能

イ 地域事務所

【設置】 総合的な機能を有する事務所を設置する。

【名称】 ○○○市○○○地域事務所とする。

【位置付け】 地域に身近な住民サービスの提供、地域文化の育成・支援を行い、住民との協働によるまちづくりの拠点施設とする。

【地域事務所の主な役割】

- ① 住民の窓口サービス
- ② 福祉、健康、教育、環境等の住民サービス
- ③ 地域の所管する建設、水道、農林等の工事
- ④ 住民の意見が直接反映できるシステム
- ⑤ 地域住民のコミュニティーや連帯感の醸成
- ⑥ 地域住民のまちづくり活動支援
- ⑦ 参画と協働によるまちづくり

【権限】 条例・規則等に基づく事務処理等専決権により、地域内の施設維持管理、地域に密着した事務事業等の執行

3 住民自治組織

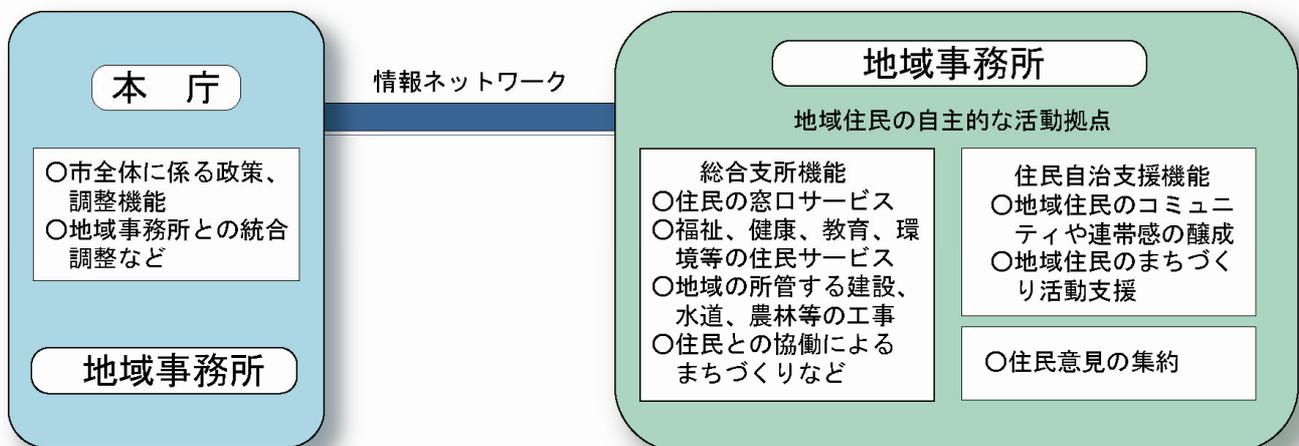
【設置】 住民と行政の信頼関係を維持し、協働体制を確立するため、住民自治組織の醸成と推進を図る。

【役割】 当該地域における住民に身近な事項について、市長の諮問を受け調査審議し、答申する。

4 新市の組織機構構築への手順

住民組織、住民自治のあり方について、各種行政サービスの一元化期間や住民との協働のまちづくりの気運醸成期間等を考慮し、合併後概ね5年間で段階的に移行していくものとする。

	第Ⅰ期（概ね1年目～3年目）	第Ⅱ期（概ね4年目～5年目）	第Ⅲ期（概ね6年目以降）
	◎暫定的な組織機構の期間	◎目標とする組織機構に向けた経過的な期間	◎新市の組織機構の完成
目的	<input type="checkbox"/> スムーズな新市への移行を進める <input type="checkbox"/> 住民サービスや制度の一元化を進める <input type="checkbox"/> 職員数の見直しを進める <input type="checkbox"/> 行政と住民の協働体制検討・推進	<input type="checkbox"/> 事務事業の統合完了 <input type="checkbox"/> 地域住民のコミュニティや連帯感の醸成 <input type="checkbox"/> 地域住民のまちづくり活動機運の醸成 <input type="checkbox"/> 新市の一体化と旧市町事業の整理	<input type="checkbox"/> 一体性をもった住民サービスの提供 <input type="checkbox"/> 住民との協働によるまちづくり機能を持った地域事務所を構築
特徴	<input type="checkbox"/> 合併時は管理部門及び広域にわたるもので対外的なものを除く事務事業を行う <input type="checkbox"/> 順次事務事業の調整状況に応じた組織機構へ移行していく <input type="checkbox"/> 定員適正化計画を策定し、職員数の見直しを進める <input type="checkbox"/> 住民との協働、拠点機能の検討	<input type="checkbox"/> 概ね本庁と地域事務所の形、役割分担が整ってくる <input type="checkbox"/> 住民との協働のまちづくりの気運を高める <input type="checkbox"/> 住民組織、団体のサポート体制の整備（組織、予算） <input type="checkbox"/> 引き続き組織の見直し、職員数の見直しを行う	<input type="checkbox"/> 本庁、地域事務所の組織機構の定着 <input type="checkbox"/> 地域住民自治拠点の配置 <input type="checkbox"/> 地域住民自治組織サポート体制の整備
住民との協働体制	<input type="checkbox"/> 地域事務所を通じ、住民の意見等を集約 <input type="checkbox"/> 住民職員との協働体制を整備	<input type="checkbox"/> 地域事務所による住民意見の集約 <input type="checkbox"/> 住民組織との協働体制の拡充 <input type="checkbox"/> 住民自治充実のための仕組みづくり（体制、機能）	<input type="checkbox"/> 自治体の事務を協働で行う住民組織の設置（地域自治組織）



組織機構図（現状）

<< 4 1 課 >>

課

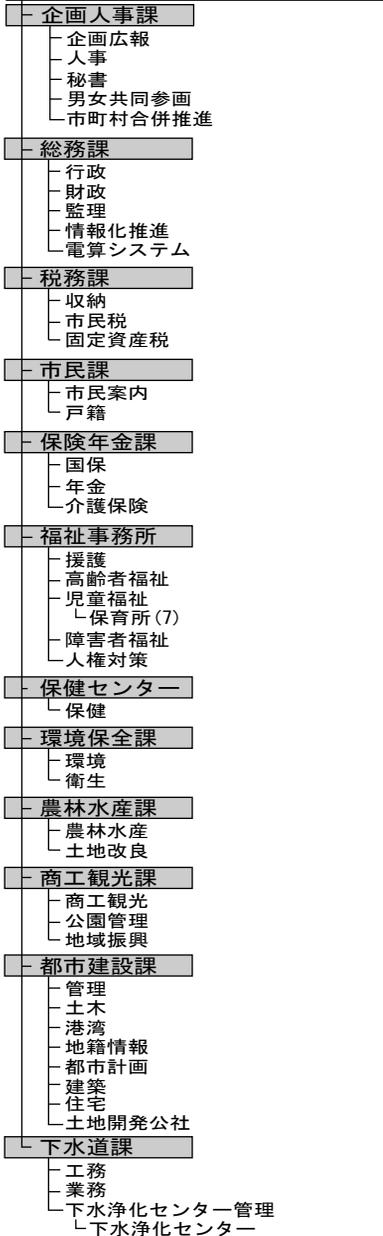
職員	臨時	嘱託	パート	合計
281人	51人	26人	31人	389人

職員	臨時	嘱託	パート	合計
76人	17人	13人	24人	130人

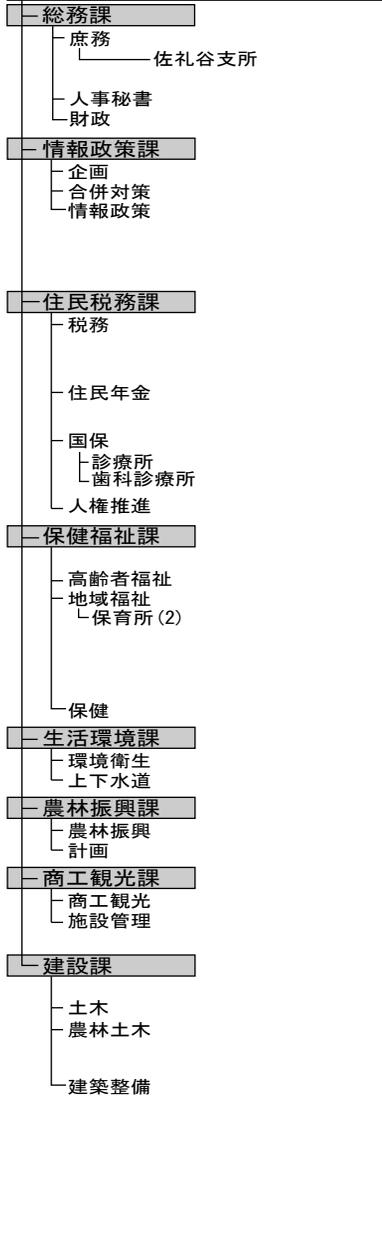
職員	臨時	嘱託	パート	合計
74人	15人	7人	5人	101人

部局

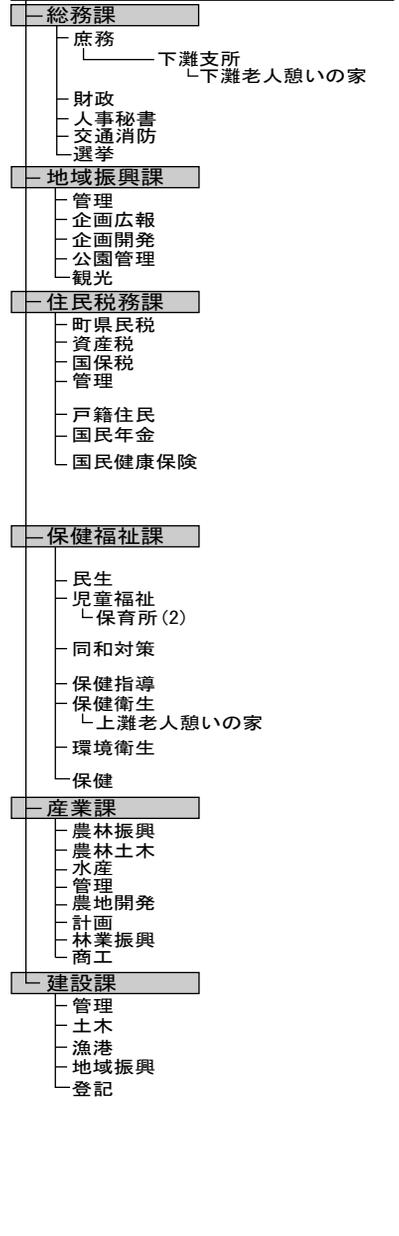
伊予市役所【19課】



中山町役場【11課】



双海町役場【11課】



市長・町長

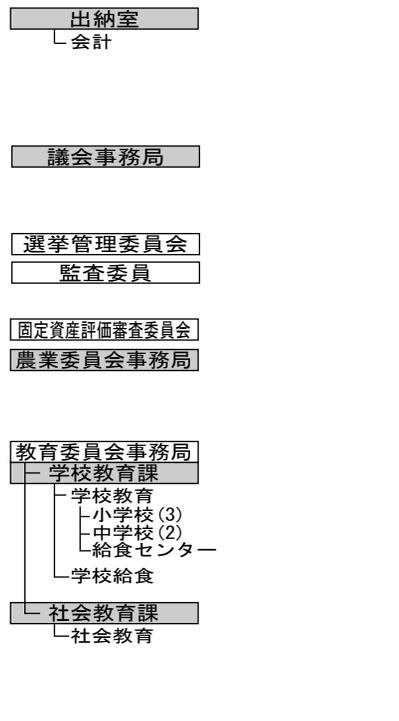
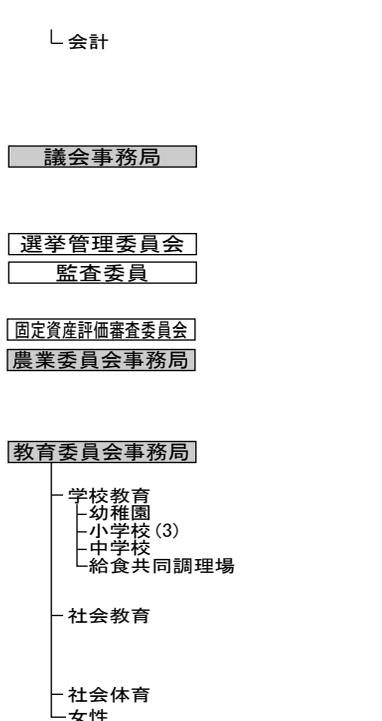
収入役

公営企業

議会

行政委員会

教育長



組織機構図（案）

《8部・30課》

部
課



地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 省略

2～13 省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16～17 省略

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、（中略）市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

* H15.9.2 改正

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他総務省で定める事項について、（中略）市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

協議第10号

新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について

新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について、次のとおり確認を求め
る。

平成16年5月13日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について	
新市の事務所の位置は、	とする。

平成 年 月 日確認

新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について

新市の事務所の位置は、条例で定めることとされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなります。（地方自治法第4条第1項）

そのため、あらかじめ合併協議会の場で協議しておく必要があります。

事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な配慮を払わなければなりません。（地方自治法第4条第2項）

なお、第1回協議会において、新市の事務の方式は、伊予方式（総合支所を基本とした新しい方式）とすることが確認されておりますので、事務の方式を踏まえて検討する必要があります。

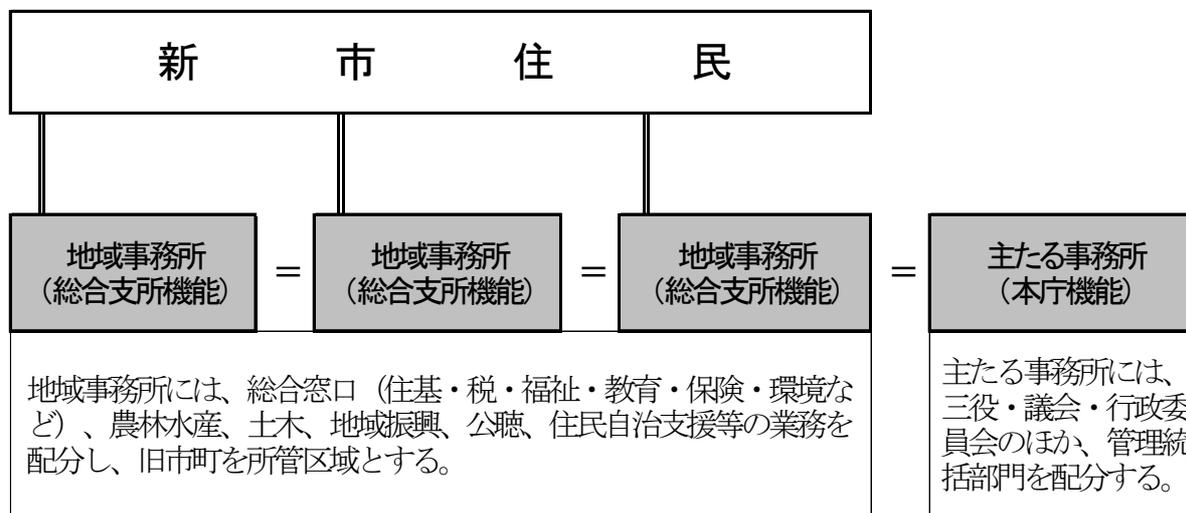
● 地方自治法（抜粋）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

○ 伊予方式について [概念図]



(1) 主たる事務所（本庁）と地域事務所（総合支所）の設置

管理統合機能（本庁機能）を主たる事務所に置き、旧市町を所管区域として総合支所機能を持つ「地域事務所」を設置する。

(2) 集中統合する事務と地域分散する事務との効果的配分

新市の統一的な業務、全域に関わる業務、対外的な業務を本庁機能として主たる事務所へ配分する。

住民の利便性の高い業務、参加機会が多い業務、地域的課題・需要に関する業務、現場に関わる業務を総合支所機能として地域事務所に配分する。

(3) 効率的な行政運営

電算システムの活用により事務の効率化と人件費の削減、効果的な事業推進、適正な人事配置と職員資質の向上、自治基本条例の制定による参画と協働のまちづくりなど、行財政改革を推進する。

協議第 1 1 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

慣行の取扱いについて

- 1 市章については、新市において速やかに制定する。
- 2 市の花、市の木については、新市において必要に応じて制定する。
- 3 シンボルマークについては、新市において必要に応じて制定する。
- 4 キャッチフレーズについては、新市において必要に応じて制定する。
- 5 市民憲章については、新市において必要に応じて制定する。
- 6 表彰については、新市において制度を制定する。
- 7 宣言については、新市において必要に応じて制定する。

平成 年 月 日確認

協議第 1 2 号

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
1 情報公開については、合併時に制度を制定する。 2 市長の資産公開については、合併時に制度を制定する。 3 個人情報保護については、新市において速やかに制度を制定する。

平成 年 月 日確認

第3回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

開催日程

日 時：平成16年 月 日() 時 分から

場 所：伊予市

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 4月 8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年 5月13日(木)14:00～

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

役職	区分	職名又は選出市町	氏名		
			異動前	異動後	
会長	1号委員 (首長)	伊予市長	中村 佑	中村 佑	
副会長		中山町長	市田 勝久	市田 勝久	
		双海町長	上田 稔	上田 稔	
委員	1号委員 (助役)	伊予市助役	小林 茂	小林 茂	
		中山町助役	窪中 修一	窪中 修一	
		双海町助役	藤田 稔	藤田 稔	
	2号委員 (議長)	伊予市議会議長	重松 圀右	重松 圀右	
		中山町議会議長	井上 正昭	井上 正昭	
		双海町議会議長	若松 孝行	大石 寿淑	
	3号委員 (議会選出議員)	伊予市議会議員	日野 正則	日野 正則	
		中山町議会議員	田中 弘	田中 弘	
		双海町議会議員	大石 寿淑	岡田 博助	
	4号委員 (学識経験者)	伊予市		岡田 清満	岡田 清満
				西岡 義雄	西岡 義雄
				安田 一江	安田 一江
		中山町		亀井 慎滋	亀井 慎滋
				高橋 敏	高橋 敏
				上岡 幸子	上岡 幸子
双海町			中嶋 都貞	中嶋 都貞	
			矢野 鎮男	矢野 鎮男	
			富岡 喜久子	富岡 喜久子	

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第2回会議附属資料

協議第11号	慣行の取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
協議第12号	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	・・・・・・・・	7

協議第11号附属資料

協議項目	慣行の取扱いについて		
細項目	市章		
調整方針	市章については、新市において速やかに制定する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
市章	伊予市	中山町	双海町
	<p>【市章】</p>  <p>制定 昭和30年9月30日</p> <p>説明</p> <p>円内は、伊予市のイを図案化したもの。 円外は、伊予市のヨをかたどったもので、ヨを4個で市(四)。 ヨの字の放射状は、伊予市の発展を表現したものである。</p>	<p>【町章】</p>  <p>制定 昭和50年10月1日</p> <p>説明</p> <p>中山の「な」を円形に図案化したもので2つの円は町民の和と協調を、両翼と上部の突出は町の飛躍と伸展を象徴している。</p>	<p>【町章】</p>  <p>制定 昭和49年8月29日</p> <p>説明</p> <p>みかんの様に円満な町民性を表す円形の中に、波頭をかたどったもので、きれいな双海の海を象徴している。</p>

協議第11号附属資料

協議項目	慣行の取扱いについて			
細項目	市の花、市の木			
調整方針	市の花、市の木については、新市において必要に応じて制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町	双海町	
市の花、市の木	<p>【市の花】 ツツジ 制定 昭和52年3月1日 説明 多くの家庭で栽培され、古くから市民に親しまれ、愛された花であり、愛らしくて美しく手軽に栽培でき、普及にふさわしい花。</p> <p>【市の木】 メタセコイア 制定 昭和52年3月1日 説明 市内森大谷海岸から多くの埋木が発見され、珍重される。根を広く深く張り、亭々として天に向かって伸びる扶桑木は、限りなく発展をつづける伊予市を象徴するにふさわしい木。</p>	<p>【町の花】 梅 決定 昭和60年4月 説明 冬の寒さにも粘り強く耐え、早春から他に先駆けて咲く様は、香り高い文化の里を目指す中山町の心意気を象徴している。</p> <p>【町の木】 栗 決定 昭和60年4月 説明 歴史的にも、経済的にも本町果樹産業の中心をなし、早い成長、旺盛な繁殖力は、明日への発展を目指す町民の心意気を象徴している。</p>	<p>【町の花】 つつじ 制定 昭和50年4月10日 説明 双海町の野山には数種類のつつじが自生し、五月ころ満開となって山を彩る。一方町内には住民活動によってつつじが多数植栽されている。清楚に咲く五弁の花は町民の豊かな心を代表する花である。</p>	<p>新市において必要に応じて制定する。</p>

協議第11号附属資料

協議項目	慣行の取扱いについて			
細項目	シンボルマーク			
調整方針	シンボルマークについては、新市において必要に応じて制定する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
シンボルマーク	<p>【シンボルマーク】</p>  <p>決定 平成7年10月1日</p> <p>説明</p> <p>伊予市の頭文字「い」をモチーフに、市民が手を取り合って、明るい地域社会をつくる姿をデザイン。グリーンは瀬戸の島々を、ブルーは波を表現。オレンジの丸は太陽を表し、市民の躍動感を意味している。</p>	<p>【まちづくりシンボルマーク】</p>  <p>制定 平成3年3月30日（告示日）</p> <p>説明</p> <p>中央の楕円は、中山町の頭文字「N」と緑に囲まれた豊かな自然を表し、下方の円形は、その豊かな自然から生まれる「清らかな水」であり、特産である栗の形を表現している。 カラーリングについては、グリーン（豊かな自然のイメージ）とブルー（清らかさ、フレッシュさ）の組合せにより、全体的に一層新しく新鮮で心豊かな中山町にしようというイメージを表現している。</p>	<p>【シンボルマーク】</p>  <p>制定 平成5年3月31日（告示日）</p> <p>説明</p> <p>双海のイニシャルFをモチーフにし、グリーンは豊かな山の恵みをイメージ、ブルーは瀬戸内海の豊かな海の恵みを表わし、レッドの部分は双海町の美しい夕日をイメージしている。全体の植物の形は町の成長・発展の姿を表現している。</p>	<p>新市において必要に応じて制定する。</p>

協議第11号附属資料

協議項目	慣行の取扱いについて			
細項目	キャッチフレーズ			
調整方針	キャッチフレーズについては、新市において必要に応じて制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町		双海町
キャッチフレーズ		<p>【まちづくりキャッチフレーズ】</p> <p>鮮度100 自然も味覚も人情も</p> <p>制定 平成3年3月30日（告示日）</p> <p>説明</p> <p>個性的なまちづくりは、その地域の特性を100%活かすところから始まり、中山町の場合その特性は、美しい自然であり、栗に代表される味覚であり、温かい人情である。</p> <p>山村風景としての環境づくり、味覚溢れる産業づくり、創意と人情味のある人づくり等、今後中山町が進むべきまちづくりの方向性を表現している。</p>	<p>【キャッチフレーズ】</p> <p>しずむ夕日が立ちどまる町</p> <p>指定 平成5年3月31日（告示日）</p> <p>説明</p> <p>伊予灘に沈む夕日の美しさ、壮大さは人々の心をとらえて離さない。そこには、明日への日の出のイメージを喚起させ、やさしさとぬくもりをイメージさせてくれる。</p>	新市において必要に応じて制定する。

協議第11号附属資料

協議項目	慣行の取扱いについて			
細項目	市民憲章			
調整方針	市民憲章については、新市において必要に応じて制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町	双海町	
市民憲章	<p>【制定時期】</p> <p>昭和50年10月1日</p> <p>【趣旨】</p> <p>合併20周年を期に制定された。わたくしたちは谷上の峰からながめる瀬戸の島々、美しい五色浜、この風土と豊かな伝統のまち、伊予市の発展を願い、市民の総意として力強く実践する憲章を定めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>花と緑につつまれた美しいまちをつくりましょう</p> <p>希望と意欲にみちた生産のまちをつくりましょう</p> <p>スポーツに親しむ健康なまちをつくりましょう</p> <p>心のかよいあう福祉のまちをつくりましょう</p> <p>かおり高い教育と文化のまちをつくりましょう</p>	<p>【制定時期】</p> <p>昭和60年10月8日</p> <p>【趣旨】</p> <p>合併30周年を期に制定された。わたしたちは、霊峰秦皇山に抱かれた中山町民です。香り高い心豊かなふるさとに誇りを持ち、中山町の発展を願い、この憲章を定めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1 緑したたる自然を愛しうるおいのある町をつくりましょう</p> <p>1 スポーツの輪を広げ健やかな明るい町をつくりましょう</p> <p>1 こころを高め明日をひらく創造の町をつくりましょう</p> <p>1 仕事に喜びをもち豊かに稔る町をつくりましょう</p> <p>1 互いに声をかけ合って幸せあふれる町をつくりましょう</p>	<p>【制定時期】</p> <p>昭和60年3月30日</p> <p>【趣旨】</p> <p>合併30周年を期に制定された。わたくしたちは、瀬戸の自然にいだかれ、山の幸、海の幸に恵まれた躍進する双海の町民です。このふるさとを、より明るくより豊かにするため、心のよりどころとして町民憲章を定めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>からだをきたえ若々しい町をつくりましょう</p> <p>心をかよわせ生きがいのある町をつくりましょう</p> <p>産業をおこし活力ある町をつくりましょう</p> <p>文化をはぐくみ香り高い町をつくりましょう</p> <p>未来をみつめ輝く町をつくりましょう</p>	<p>新市において必要に応じて制定する。</p>

協議第11号附属資料

協議項目	慣行の取扱いについて			
細項目	表彰			
調整方針	表彰については、新市において制度を制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町	双海町	
表彰	<p>【表彰】</p> <p>伊予市表彰条例</p> <p>【名誉市民表彰】</p> <p>伊予市名誉市民条例</p>		<p>【表彰】</p> <p>双海町表彰条例</p> <p>【名誉町民表彰】</p> <p>双海町名誉町民条例 双海町名誉町民条例施行規則</p>	<p>個人だけでなく団体も該当するよう選考基準を変え、新市において制度を制定する。</p> <p>新市において制度を制定する。</p>

協議項目	慣行の取扱いについて			
細項目	宣言			
調整方針	宣言については、新市において必要に応じて制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町	双海町	
宣言	<p>交通安全都市宣言</p> <p>健康都市宣言</p> <p>非核平和都市宣言</p> <p>ゆとり宣言</p> <p>人権尊重都市宣言</p>	<p>交通安全都市宣言</p> <p>シートベルト着用推進の町宣言</p>	交通安全の町宣言	<p>新市において必要に応じて制定する。</p>

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて		
細項目	情報公開制度		
調整方針	情報公開については、合併時に制度を制定する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
情報公開制度	伊予市	中山町	双海町
	<p>【条例】 伊予市情報公開条例 平成12年1月1日施行</p> <p>【実施機関】 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会</p> <p>【対象文書】 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの。</p> <p>【公開請求者】 市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p>	<p>【条例】 中山町情報公開条例 平成13年4月1日施行</p> <p>【実施機関】 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会</p> <p>【対象文書】 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>【公開請求者】 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内の事務所又は事業所に勤務する者 町内の学校に在学する者 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p>	<p>【条例】 双海町情報公開条例 平成13年4月1日施行</p> <p>【実施機関】 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会</p> <p>【対象文書】 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関において決裁又は供覧の手続きが完了し、現に管理しているもの。</p> <p>【公開請求者】 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 町内に存する学校に在学する者 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p>

協議第12号附属資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて		
細項目	情報公開制度		
調整方針	情報公開については、合併時に制度を制定する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
情報公開制度	伊予市	中山町	双海町
	<p>【公開請求に対する決定】 公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定 期間内に決定を行うことのできない事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。</p> <p>【情報提供の拡充】 実施機関は、公文書の公開と併せて、市民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう情報提供施策の拡充に努める。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあったときは、情報公開審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>【公開請求に対する決定】 公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、公開請求があった日から60日を限度として延長することができる。</p> <p>【情報提供の拡充】 実施機関は、公文書の公開と併せて、町民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう情報提供施策の拡充に努める。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 実施機関は、公開決定等について行政不服審査法による不服申し立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中山町情報公開審査会に諮問しなければならない。 不服申し立てが不適法であり、却下するとき。 裁決又は決定で、不服申し立てに係る公開決定等を取り消し又は変更し、当該不服申し立てに係る行政情報の全部を公開することとするとき。</p>	<p>【公開請求に対する決定】 公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。</p> <p>【情報提供の充実】 町長は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ適切な方法で町民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努める。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申し立てがあったときは、当該不服申し立てが明らかに不適法である場合を除き、遅滞なく、情報公開審査会に諮問しなければならない。</p>

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて		
細項目	情報公開制度		
調整方針	情報公開については、合併時に制度を制定する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
情報公開制度	伊予市	中山町	双海町
	<p>【費用】 公開に係る手数料は、無料とする。 公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用。（市の複写機で写しを作成する場合は、A3版までであれば、モノクロ1枚10円・カラー1枚80円） 閲覧無料</p> <p>【情報公開審査会】 伊予市情報公開審査会 委員 3人以内 弁護士、学識経験者等により構成</p> <p>委員報酬 15,000円</p> <p>任期 2年 平成15年度の開催回数 0回</p>	<p>【費用】 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で白黒電子複写機による複写 1複写につき10円 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えA列2番以下である場合で白黒電子複写機による複写 1複写につき100円 写しの大きさが日本工業規格A列2番を超えA列1番以下である場合で白黒電子複写機による複写 1複写につき150円 写しの大きさが日本工業規格A列1番を超えA列0番以下である場合で白黒電子複写機による複写 1複写につき200円 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合でフルカラー電子複写機による複写 1複写につき80円 専門業者への委託等 当該委託等に要する額 公文書の写しの送付に要する費用は、郵便料金相当額 閲覧無料</p> <p>【出資法人の情報公開】 町長は、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上出資している法人について、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を推進させるよう努めなければならない。</p> <p>【情報公開審査会】 中山町情報公開審査会 委員 5人以内 弁護士、学識経験者等</p> <p>委員報酬 15,000円</p> <p>任期 2年 平成15年度の開催回数 0回</p>	<p>【費用】 電子複写機による写しの交付 A3版まで 白黒 1面 20円 カラー 1面 300円 外部業者に注文しなければ複写できないもの 実費 録音テープ等フィルム複製 実費 送付費用は、郵送料に相当する額 閲覧無料</p> <p>【出資等法人の情報公開】 町が出資その他財政支出等を行う法人であって、町長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>【情報公開審査会】 双海町情報公開審査会 委員 5人以内 優れた識見を有する者（弁護士・大学教授等）</p> <p>委員報酬 15,000円</p> <p>任期 3年 平成15年度の開催回数 0回</p>

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて			
細項目	市長の資産公開制度			
調整方針	市長の資産公開については、合併時に制度を制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
市長の資産公開制度	伊予市	中山町	双海町	
	<p>【資産等報告書等の作成】 市長は、その任期開始の日において有する定められた資産等について資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>市長は、その任期開始の日後、毎年新たに有することとなった定められた資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。</p>	<p>【資産等報告書等の作成】 町長は、その任期開始の日において有する定められた資産等について資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>町長は、その任期開始の日後、毎年新たに有することとなった定められた資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。</p>	<p>【資産等報告書等の作成】 町長は、その任期開始の日において有する定められた資産等について資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>町長は、その任期開始の日後、毎年新たに有することとなった定められた資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。</p>	合併時に制度を制定する。
	<p>【所得等報告書の作成】 市長は、定められた金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>	<p>【所得等報告書の作成】 町長は、定められた金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>	<p>【所得等報告書の作成】 町長は、定められた金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>	
	<p>【関連会社等報告書の作成】 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>	<p>【関連会社等報告書の作成】 町長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>	<p>【関連会社等報告書の作成】 町長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>	
<p>【資産等報告書等の保存及び閲覧】 資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>何人も、市長に対し、保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>	<p>【資産等報告書等の保存及び閲覧】 資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、町長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>何人も、町長に対し、保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>	<p>【資産等報告書等の保存及び閲覧】 資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、町長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>何人も、町長に対し、保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>		

協議第12号附属資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて			
細項目	市長の資産公開制度			
調整方針	市長の資産公開については、合併時に制度を制定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町		双海町
市長の資産公開制度	〔資産等報告書等の閲覧に関する要綱〕 定めていない。	〔資産等報告書等の閲覧に関する要綱〕 【趣旨】 資産等報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 【閲覧場所】 総務課内 【閲覧時間】 ・午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時30分まで ・町長は、特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。 【閲覧手続】 閲覧申込書により、閲覧を申し込まなければならない。 【閲覧者の遵守事項】 (1) 他の閲覧者の迷惑になる物を持ち込まないこと。 (2) 他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。 (3) 職員の確認を受けて、資産等報告書等を返還すること。 (4) その他職員の指示に従うこと。	〔資産等報告書等の閲覧に関する要綱〕 【趣旨】 資産等報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 【閲覧場所】 総務課内 【閲覧時間】 ・午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時30分まで ・町長は、特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。 【閲覧手続】 閲覧申込書により、閲覧を申し込まなければならない。 【閲覧者の遵守事項】 (1) 他の閲覧者の迷惑になる物を持ち込まないこと。 (2) 他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。 (3) 職員の確認を受けて、資産等報告書等を返還すること。 (4) その他職員の指示に従うこと。	合併時に閲覧に関する要綱を制定する。

協議第12号附属資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて			
細項目	個人情報保護制度			
調整方針	個人情報保護については、新市において速やかに制度を制定する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
個人情報保護制度	伊予市	中山町	双海町	
	個人情報保護制度検討委員会を設置。 設置年月日：平成15年5月30日	現在、個人情報保護条例の整備について検討中。	現在、個人情報保護条例の整備について検討中。	新市において速やかに制度を制定する。